

行政手法の基本的な考え方 🚳



ポイント

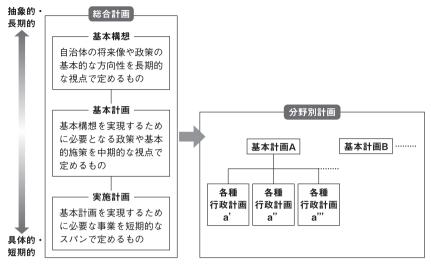
- □「行政手法」とは、公共的に解決することが求められる課題(行政課題)を処 理するための、現実的で実用性のある手だて(政策法務のツール)である。
- □行政手法の類型のうち、コントロールの性格に着目する類型は、「規制によ らないコントロール手法 |、「規制によるコントロール手法 |、「紛争の解決を 図るための手法しに大別される。
- □ 「規制によらない行政手法 | には、「計画手法 | 、「誘導的手法 | 、「コミュニケー ション手法 | 、「契約的手法 | 、「民間活力活用手法 | がある。
- □ 「規制による行政手法 | には、「規制的手法 |、「実効性確保の手法 | がある。
- □様々な行政手法について、そのメリットのみならず、デメリットも理解する 必要があり、行政課題を解決するために最も適した行政手法を採用すること が求められる。
- □より効果的に行政課題の解決を図るため、複数の行政手法を適切に組み合わ せることを検討する必要がある。

行政手法とは

(1)行政手法とは

- □「行政手法 | とは、公共的に解決することが求められる課題(行政課題)を 処理するための、現実的で実用性のある手だて(政策法務のツール)であ る【図1-1】。
- □適切な「行政手法 | を採用し、機能させることにより、とりわけ地域におい て発生する様々な問題の解決を図るべき政策目的・法目的の実現が期待で きる。
- □行政手法は、行政自らが担うこともあれば(「規制的手法」など)、行政が何 らかの形でかかわって、市民、NPO、企業などが担うこともある(「誘導的

【図2-1】自治体が定める計画の体系



出石稔「自治立法としての規則、要綱等」鈴木庸夫編『自治体法務改革の理論』 勁草書房、 2007年、71頁~

実例 計画策定の手続などを詳細に規定している例

- ■逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号)
 - (まちづくり基本計画の策定等)
- 第7条 市長は、第2条に規定する基本原則(以下「基本原則」という。)に基づき、市のまちづくりに関する基本的な計画(以下「まちづくり基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、まちづくり基本計画を定めるに当たっては、基本構想を踏まえ、基本構想に基づき策定された基本計画、逗子市環境基本条例に基づき策定された逗子市環境基本計画その他まちづくりについての諸計画(以下「<u>計画等</u>」という。)との整合を図るものとし、計画等にまちづくり基本計画の内容を反映させるよう努めなければならない。
- 3 まちづくり基本計画は、まちづくり全体の構想、地域別の構想その他必要 な事項について定め、概要図及び計画書により表示しなければならない。
- 4 市長は、まちづくり基本計画の案の作成に当たっては、<u>市民の参加、参画及び意見反映のための必要な措置を講じる</u>とともに、まちづくり基本計画に関する情報を積極的に市民に提供しなければならない。

12

補助手法(経済的インセンティブ手法)

(1)補助手法(経済的インセンティブ手法)とは

□補助手法(経済的インセンティブ手法)とは、人に対して補助金などの経済的なインセンティブ(誘因)を与えて、人に一定の行動を選択させるように誘導しようとする手法である。

【図2-2】補助手法 (経済的インセンティブ手法) のイメージ



(2)補助手法(経済的インセンティブ手法)の例

- □まず、民間企業への財政支援がある。つまり、リスクのある新規の事業(例:中小企業等による実用化技術開発)、奨励されるべき事業(例:低公害車の開発)、構造不況産業(例:地域の実情にもよるが、農業、林業など)等に対する援助手法や、過疎地域への誘致手法がある。
- □広義の補助金として、低利融資や利子補給(例:住宅金融公庫の住宅融資等)、債務保証(例:中小企業の信用保証等)、租税特別措置(例:収用交換の場合の譲渡所得の特別控除等)等がある。

(3)補助手法(経済的インセンティブ手法)の留意点・問題点

□公金を支出するには、公共性が必要である。また、当然であるが、市民から

第3節 コミュニケーション手法

ポイント

- □「コミュニケーション手法」とは、対象者(住民、企業等)と行政との間又は 対象者相互の間で、情報の提供・収集などのやりとりを促進・保障すること により、行政活動を円滑化させたり、関係者の合意形成を図る手法である。
- □ 「コミュニケーション手法」 には、 「ワークショップ」、 「パブリック・コメント」、 「ノー・アクション・レター」、 「リスクコミュニケーション」 などがある。
- □ 「コミュニケーション手法」のメリットは、行政と市民とが情報を共有した上で、話し合い、双方が歩み寄り、合意を形成することが期待できることである。
- □ 「コミュニケーション手法」のデメリットは、時間を要すること、一部の関心のある市民の意見しか反映できないおそれがあることなどである。

(]) コミュニケーション手法とは

□コミュニケーション手法とは、対象者(住民、企業等)と行政との間又は対象者相互の間で、情報の提供・収集などのやりとりを促進・保障することにより、行政活動を円滑化させたり、関係者の合意形成を図る手法である。

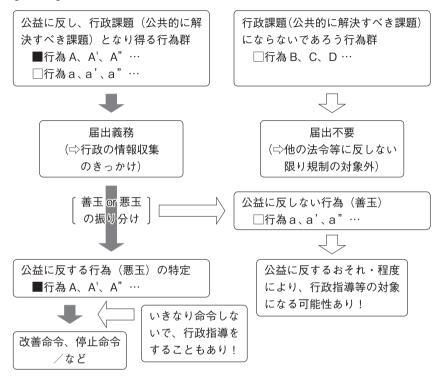
2 ワークショップ

(1) ワークショップとは

- □ワークショップとは、「参加者が集まって、創造的な作業を通して、相互の 合意形成を重ね、具体的な成果物を形づくる集まり又はその活動 | をいう。
- □ワークショップは、まちづくり等の領域や、生涯学習等の学習・研修の場面で使われている。

「届出」と「命令」

【概念図】



【組合せの必要性等】

- ① 多種多様の市民活動(事業活動)のうち、ある行為群のほとんどすべてが野放し状態となった場合に公益に反するようなケースにおいては、一般にその行為群すべてを禁止し一定の要件に適合した場合に限り解除する手法(許可制)が選択される。
- ② しかし、ある行為群のほんの一部が公益に反することとなる可能性があるようなケースでは、その行為群すべてを一般に禁止するとした場合、本来は自由な市民活動(事業活動)まで抑制してしまうこととなる。
- ③ そこで、ほんの一部が公益に反することとなる可能性があるような行為 群について、届出を義務付け(□)行為の禁止ではない)、行政が公益に反す



条例立案のプロセスとスキル

~もしも新規条例の担当者になったら~



ポイント

- □条例立案をするに当たっては、そのプロセスを知り、スケジュール管理をしていく必要がある。
- □条例立案のプロセスとして、「庁内各課との調整」、「市民参加」、「審議会への 諮問・答申」、「他の自治体等との調整」などがある。
- □条例立案に必須ともいえるスキルとして、「行政手法」、「立法パターン」がある。

はじめに

ある日突然、新規条例(独自条例)の立案担当者になったとしたら…。

日常の業務を遂行していくことでさえ忙しい自治体職員にとって、こんなに恐ろしいミッションはないかもしれない。条例立案を経験したことのない自治体職員にとっては、きっと先行き真っ暗である。

そこで、このような自治体職員から相談を受けた政策法務担当職員(筆者: 当時)が、実務において説明してきた条例立案のプロセスについて、読者の皆さんに紹介してみようと考えた。あくまでフィクションであるが、条例立案のおおまかなプロセスを理解していただけるものと思う。

条例立案のプロセスが理解されることにより、スケジュール管理がうまくいく。そして、自治体職員の不安がある程度払しょくされ、条例立案の内容に集中できることを期待している。また、市民の皆さん、とりわけ条例の立案過程に積極的に参加しようとされている方、条例による規制の影響を受けるおそれがあると感じている方にも、条例立案のプロセスを知っていただきたい。

また、条例立案に際してぜひとも知っておいていただきたい、2つの重要なスキルがある。

ひとつは、第1章~第3章で説明した「行政手法」である。多くの行政手法 とこれらの組合せ方法を知ることは、条例立案に際しての極めて有効な武器